

株 主 各 位

東京都渋谷区道玄坂一丁目16番5号  
株式会社イントランス  
代表取締役社長 ディグネジオ・フレドリック・レッツ

## 第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月20日(月曜日)午後6時までにご到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月21日(火曜日) 午前10時
  2. 場 所 東京都渋谷区桜丘町26番1号  
セルリアンタワー東急ホテル39階 ルナール  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第24期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)  
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第24期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)  
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

◎代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.intrance.jp/>)に掲載させていただきます。

## ＜新型コロナウイルス感染防止への対応について＞

- 株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- 受付には消毒薬を設置いたします。
- 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方等におかれましては、ご出席を見合わせることもご検討ください。
- ご出席くださる株主様には、マスクの着用や、受付に設置の消毒液のご使用など、感染予防に向けたご配慮・ご協力をお願いいたします。
- 当日体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けさせていただく場合がございます。

(提供書面)

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が、ワクチンの普及などにより、一旦は収束したかに見えたものの、感染力の高い変異型ウイルスの出現により、再び社会活動、消費行動が制限されるなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。また、ウクライナ情勢による地政学リスクの高まりから、エネルギー需給、物価高騰など国内外の経済に与える影響は大きく、引き続き、注視すべき状況が続いております。

当社グループが属する不動産業界では、低金利環境下における良好な資金調達環境を背景として、投資家による物件取得意欲は依然高い状況にあるものの、社会全体の不確実性の高まりから、底堅く推移いたしました。

また、現在、当社が注力するホテル関連分野の市場におきましては、訪日外国人旅行者の渡航制限によりインバウンド旅行客は完全にストップしており、頼みである国内需要に関しても、一時的な回復は見せるものの、エリア、業態によって偏りがあり、安定回復の見通しは立っていないため、依然、厳しい状況が続いております。

このような状況下において、当社グループでは、投資対象とする不動産の潜在的価値を高めたうえで販売を行う「プリンシパルインベストメント事業」、物件ニーズに合った入居者管理を代行するプロパティマネジメントサービスと、不動産物件の賃貸・仲介業務及び、ホテル・宿泊施設等の運営、支援、開発等の事業を行う「ソリューション事業」、また、当社の連結子会社である株式会社大多喜ハーブガーデンで同施設の運営や卸売販売等を行う「その他事業」について、それぞれ注力してまいりました。

この結果、売上高は2,351,550千円（前年同期比100.0%増）、営業利益は195,233千円（前年同期は営業損失775,819千円）、経常利益は195,188千円（前年同期は経常損失965,625千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は156,110千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失993,160千円）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

(プリンシパルインベストメント事業) プリンシパルインベストメント事業につ

きましては、当連結会計年度において販売用不動産を4件売却した結果、売上高は1,895,068千円（前年同期比207.0%増）、セグメント利益（営業利益）は521,057千円（前年同期は466,915千円の営業損失）となりました。

（ソリューション事業）ソリューション事業につきましては、当連結会計年度における和歌山マリナシティの売却により同施設の配当金収入及び賃料収入がなくなり、新規の建物管理の受託に取り組み一方、新たな成長路線としてホテル関連事業の推進に注力しました。

この結果、売上高は262,213千円（前年同期比30.4%減）、セグメント損失（営業損失）は70,443千円（前年同期は71,147千円の営業損失）となりました。

（その他）連結子会社の大多喜ハーブガーデンが運営するハーブガーデンにつきましては、近隣の観光施設としてお出かけ需要を取り込む施策が奏功し、ハーブガーデン事業の売上高は、コロナ前の水準を上回るほど順調に推移しましたが、生産卸売事業に関して、外食業界の休業や時短営業等のほか、豪雨や急激な気温変化などによる収穫減で安定的な生産・出荷が行えない等苦戦が続きました。

この結果、売上高は200,268千円（前年同期比1.0%増）、セグメント損失（営業損失）は19,182千円（前年同期は18,303千円の営業利益）となりました。

## （2）設備投資の状況

該当事項はありません。

## （3）資金調達の状況

該当事項はありません。

## （4）他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社グループは、当連結会計年度において、YUMIHA沖縄合同会社が運営する匿名組合YUMIHA沖縄に対し、50百万円の匿名組合出資を実施いたしました。その内訳は、当社単独による出資であり、合計50百万円であります。

## （5）対処すべき課題

### ① 財務基盤の強化

現在、注力するホテル関連事業、不動産事業の推進にあたっては、機動的かつ多額の資金が必要であるため、安定的な財務基盤の構築に努めてまいります。

### ② 事業間の連携強化

当社グループは、子会社である株式会社イントランスホテルズアンドリゾーツ及び株式会社アニシスホスピタリティによるホテル運営事業を柱に、瀛創（上海）商务咨询有限公司による中国からのインバウンド送客や、ホテル不動

産、開発といった事業間シナジーの強化を図り、企業価値の向上を目指してまいります。

③ ホテル運営事業の早期拡大と収益化

当社グループが、現在注力するホテル運営事業の早期拡大と収益化のため、運営管理するホテル室数の拡大がもっとも重要であり、オリジナルブランドによるホテル開業を進める一方、サードパーティオペレーターとして、インターナショナルホテルブランドや国内ブランドを前提としたホテル運営受託を行うため、ホテルブランドとの取り組みを模索してまいります。

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第21期 (2018年度)	第22期 (2019年度)	第23期 (2020年度)	第24期 (当連結会計年度) (2021年度)
売 上 高 (千円)	2,752,661	1,174,444	1,175,952	2,351,550
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	367,044	△973,033	△965,625	195,188
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	55,687	△1,013,550	△993,160	156,110
1株当たり当期純利益又は当 期純損失 (△) (円)	1.50	△27.34	△26.79	4.21
総 資 産 (千円)	5,069,980	4,027,937	2,911,269	1,862,683
純 資 産 (千円)	3,011,332	2,010,354	1,033,875	1,182,078
1株当たり純資産額 (円)	81.23	53.95	27.13	31.23

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第21期 (2018年度)	第22期 (2019年度)	第23期 (2020年度)	第24期 (当事業年度) (2021年度)
売 上 高 (千円)	385,728	981,509	978,731	2,113,113
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△116,374	△968,128	△928,260	204,669
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△150,850	△719,513	△1,009,508	148,367
1株当たり当期純利益又は当 期純損失 (△) (円)	△4.07	△19.41	△27.23	4.00
総 資 産 (千円)	6,619,690	4,012,951	2,822,316	1,738,687
純 資 産 (千円)	2,737,228	2,028,148	1,034,379	1,181,079
1株当たり純資産額 (円)	73.84	54.43	27.20	31.20

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は合同会社インバウンドインベストメント及びE Tモバイルジャパン株式会社であります。

資本関係は、E Tモバイルジャパン株式会社は、当社株式を直接所有する合同会社インバウンドインベストメントの親会社であり、当社株式を18,256,000株(議決権比率49.25%)を間接所有しております。

人的関係は、E Tモバイルジャパン株式会社の代表者である何同璽氏が当社の取締役を務めており、出向者の派遣を受けております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社大多喜ハーブガーデン	80,000千円	100%	その他事業
株式会社イントランスホテルズアンドリゾーツ	50,000千円	100%	ソリューション事業
瀛創(上海) 商务咨询有限公司	50万米ドル	100%	ソリューション事業
株式会社アニシスホスピタリティ	5,900千円	51.7%	ソリューション事業

(8) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

区分	事業内容
プリンシパルインベストメント事業	自己勘定による不動産購入及び売却
ソリューション事業	不動産運営による賃料収入、不動産管理による管理収入、不動産仲介による手数料収入、コンサルティング、宿泊施設等のオペレーション、コンサルティング等
その他事業	株式会社大多喜ハーブガーデンにおいてハーブガーデンの運営及びハーブ等の生産・卸売販売

(9) 主要な営業所（2022年3月31日現在）

- ① 当社 本社：東京都渋谷区
- ② 子会社
- 株式会社大多喜ハーブガーデン 本社：千葉県夷隅郡大多喜町
- 株式会社イントランスホテルズアンドリゾーツ 本社：東京都渋谷区
- 瀛創（上海）商务咨询有限公司 本社：中国上海市
- 株式会社アニシスホスピタリティ 本社：東京都渋谷区

(10) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
33名	4名減

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	9名	—	43.3歳	5.2年
女性	6名	1名減	35.6歳	4.7年
合計又は平均	15名	1名減	40.2歳	5.0年

(11) 主要な借入先（2022年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	162,226千円
株式会社北陸銀行	74,000千円
日本政策金融公庫	25,500千円
株式会社東日本銀行	4,163千円

(12) その他の企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 115,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 37,070,600株（自己株式60,400株を除く）
- (3) 株主数 7,953名
- (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
合同会社インバウンドインベストメント	18,256,000株	49.25%
株 式 会 社 S B I 証 券	940,200株	2.54%
称 津 聖 一	795,700株	2.15%
株 式 会 社 エ ス ネ ッ ツ	509,000株	1.37%
有限会社レアリア・インベストメント	446,300株	1.20%
楽 天 証 券 株 式 会 社	429,800株	1.16%
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	367,100株	0.99%
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	354,400株	0.96%
上 島 規 男	350,000株	0.94%
関 浩 子	290,000株	0.78%

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
(第4回新株予約権)

	取締役 (社外取締役を除く)	社外取締役
発行決議日	2019年9月11日	
保有者数	3名	4名



新株予約権の数	2,400個	1,600個
目的である株式の種類及び数	普通株式 240,000株	普通株式 160,000株
新株予約権の払込金額	払込要しない	
新株予約権の行使価額	1株につき134円	
新株予約権の行使期間	2021年9月12日から2026年9月11日	
新株予約権の行使の条件	(注)	

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社、当社子会社、または当社関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
2. 新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。
3. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
4. 新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 当事業年度中に当社従業員に対して交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する事項

当社は、2019年9月11日の取締役会において、時価発行新株予約権信託の受託者である税理士 小林雅明氏に対し、以下のとおり新株予約権を発行することを決議し、2019年9月30日に付与いたしました。

(第5回新株予約権)

新株予約権の数	8,000個
目的である株式の種類及び数	普通株式 800,000株
新株予約権の払込金額	800,000円
新株予約権の発行価額	1個につき100円
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき125円
新株予約権の行使期間	2022年7月1日から2029年9月30日

増加する資本金及び資本準備金	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</li> <li>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記1記載の資本金等増加限度額から、上記1に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 本第5回新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という)は、本第5回新株予約権を行使することができず、受託者より本第5回新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」という)のみが本第5回新株予約権を行使できることとする。
2. 受益者は、2021年3月期から2025年3月期までのいずれかの事業年度において、当社の営業利益が11億円を超過した場合に限り、各受益者が交付を受けた本第5回新株予約権を行使することができる。なお、上記における営業利益の判定においては、当社が提出した有価証券報告書に記載される損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)における営業利益の金額を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
3. 受益者は、本新株予約権を行使する時点において当社もしくは当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員であること、または当社もしくは当社の関係会社と顧問契約もしくは業務委託契約を締結している関係にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
4. 受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本第5回新株予約権を行使することができない。
5. 本第5回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第5回新株予約権の行使を行うことはできない。
6. 本第5回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	ディグネジオ・フレドリック・レツ	株式会社 assistint 代表取締役 LYNKED株式会社 取締役 株式会社 Sparkr 代表取締役 株式会社 イントランスホテルズアンドリゾーツ 取締役 株式会社 アニシスホスピタリティ 取締役 ジャパンホテルインベストメント株式会社 取締役 一般社団法人 Keystone 代表理事
取 締 役	何 同 璽	合同会社インバウンドインベストメント 職務執行者 ETモバイルジャパン株式会社 代表取締役 株式会社 いるからボ 代表取締役 北京逸行之旅信息科技有限公司 董事長 北京逸行国際旅行社有限公司 執行董事 瀛之行（上海）国际旅行社有限公司 執行董事 株式会社 イントランスホテルズアンドリゾーツ 取締役 ジャパンホテルインベストメント株式会社 代表取締役 株式会社 日本遊 代表取締役
取 締 役	日 比 野 健	
取 締 役	清 水 洋 一 郎	株式会社 Mビジュアル 取締役 株式会社 スマートヘルスネット 取締役
取 締 役	仇 非	上海复医天健医療服務産業股份有限公司 董事 飛拓無限信息技術（北京）股份有限公司 董事 浙江快准車服網絡科技有限公司 董事 正知資本 CEO
常 勤 監 査 役	青 沼 丈 二	ジャパンホテルインベストメント株式会社 監査役
監 査 役	平 田 邦 夫	
監 査 役	上 床 竜 司	弁護士 安田不動産プライベートリート投資法人 監督役員

- (注) 1. 取締役日比野健氏、清水洋一郎氏及び仇非氏は、社外取締役であります。
2. 監査役平田邦夫氏及び上床竜司氏は、社外監査役であります。
3. 監査役平田邦夫氏につきましては、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
4. 監査役青沼丈二氏につきましては、金融業界に長らく携わり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役濱谷雄二氏につきましては、2021年6月22日開催の定時株主総会終結の時をもって、任期満了により代表取締役社長を退任いたしました。
6. 取締役太田孝昭氏、垣花直樹氏及び李興氏につきましては、2021年6月22日開催の定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

取締役である日比野健氏、清水洋一郎氏及び仇非氏、並びに監査役である青沼丈二氏、平田邦夫氏、上床竜司氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役、管理職を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険により填補することとしております。被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としており、保険料は全額当社が負担しております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等の額

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	55,512千円 (19,656千円)	52,200千円 (18,000千円)	— (—)	3,312千円 (1,656千円)	9名 (6名)
監査役 （うち社外監査役）	13,200千円 (7,200千円)	13,200千円 (7,200千円)	—	—	3名 (2名)

(注) 1. 上記報酬等の額のうち、社外取締役6名及び社外監査役2名の報酬等の合計額は26,856千円です。

2. 非金銭報酬等として取締役に對してストック・オプションを付与しております。当該ストック・オプションの内容及びその付与状況は「3. 会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。
3. 取締役の報酬限度額は、2008年6月19日開催の第10回定時株主総会において、金銭報酬の総額として年500,000千円、ストックオプションの総額として年100,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名であります。
4. 監査役の報酬限度額は、2006年6月22日開催の第8回定時株主総会において、金銭報酬の総額として年200,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。
5. 報酬等の額には、2021年6月22日付で退任した取締役4名の報酬を含んでおります。

### ② 報酬等内容の決定に関する方針

当社は、以下のとおり取締役の報酬等の内容の決定に関する方針を定め、取締役会において決議しており、取締役の個人別の報酬は、取締役会から一任された代表取締役社長ディグネジオ・フレドリック・レッツが他取締役の意見を参考に当社規程に基づき基本報酬の額を決定しております。一任する理由は、当社の全部門を統括する立場から最も公平・公正な評価・判断が可能なことによります。取締役会も当事業年度の当該方針の運用による決定とその合理性について、これ

を承認しております。

(i) 基本方針

当社の取締役の報酬は、個々の取締役の報酬の決定に際して、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、具体的には業務執行取締役及び社外取締役の報酬は、固定報酬を基本報酬とする。

(ii) 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月毎の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。各取締役の任期は1年であり、事業年度ごとに株主総会の選任を受ける機関設計であるため、前事業年度の業績や経営環境を勘案した決定、報酬の見直しが行われる。

(iii) 非金銭報酬の内容及び額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

原則として、業務執行取締役及び社外取締役の報酬は固定報酬のみが基本報酬であるが、業績の拡大や中長期的な企業価値向上を目指すため、業績と経営環境を考慮したうえで、非金銭報酬として株式報酬型ストックオプションを割り当てることがある。時期及び条件の決定については、業績や経営環境を考慮のうえ取締役会の決議によるものとし、取締役個人別の割当株式数を決定する。

(iv) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内において、当社規程に基づき一任された代表取締役が、他取締役の意見を参考に各取締役の基本報酬の額を決定する。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役清水洋一郎氏は、株式会社Mビジュアル並びに株式会社スマートヘルスネットの取締役を兼職しておりますが、当社と兼職先との取引関係はありません。

取締役仇非氏は、上海复医天健医療服務産業股份有限公司、飛拓无限信息技术(北京)股份有限公司及び浙江快准車服網絡科技有限公司の董事並びに正知資本のCEOを兼職しておりますが、当社と兼職先との取引関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

取締役日比野健氏は、当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席し、主に旅行業界における豊富な知見及び経営者としての専門的見地から、当社の経営に有用な指摘、意見を述べております。

取締役清水洋一郎氏は、当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席し、主に旅行業界における豊富な知見及び経営者としての専門的見地から、当社の経営に有用な指摘、意見を述べております。

取締役仇非氏は、当事業年度に開催された取締役会17回中13回に出席し、主に中国における豊富な知見及び経営者としての専門的見地から、当社の経営に有用な指摘、意見を述べております。

監査役平田邦夫氏は、当事業年度に開催された取締役会17回中15回に出席、監査役会10回中9回に出席し、主に航空業界における豊富な知見及び経営者としての専門的見地に基づき、コンプライアンスの観点から、当社の経営に有用な指摘、意見を述べております。

監査役上床竜司氏は、当事業年度に開催された取締役会17回中15回に出席、監査役会10回すべてに出席し、主に弁護士として法務実務における高い専門性を有しており、コンプライアンスの観点から、当社の経営に有用な指摘、意見を述べております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

三優監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
①当事業年度に係る報酬等の額	20,000千円
②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

(注) 1. 上記①の額は、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務に係る報酬であります。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容や前事業年度における職務執行状況を勘案し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制の概要

#### 1 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び当社子会社は、取締役会を定期的に開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、常勤監査役及び社外監査役により取締役の職務執行の適法性を監査する。
- ② コンプライアンスに関する行動規範を定め、コンプライアンスに関する社内意識を高めるとともに、法令及び定款、さらには社内規程等を遵守するよう当社及び当社子会社の役員職員への周知徹底を図る。また、内部統制担当者が各業務にわたり、法令遵守のシステムを維持する一方で、内部監査人が内部統制システムの整備状況・運用状況の評価を図り全社的な内部統制を実現する。
- ③ 内部統制関連法規の施行を受けて、内部統制システムの基本計画を策定し、当

社及び当社子会社の内部統制システムの更なる充実を図る。

## 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社及び当社子会社は、情報の保存及び管理に関する社内諸規程を整備し、規程に基づく情報の保存及び管理を実施する。また、情報の性質に応じて、保存及び管理の責任の所在を明確にし、保存部署・保存年限・保存形式を定める。
- ② 保存及び管理された情報は、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。

## 3 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理に対応する社内規程に基づきリスク管理委員会を設置しており、法令・社内規程及び企業倫理を遵守する意識を当社及び当社子会社に浸透させるとともに、未然にリスクを防止し、リスクの発生時には被害の最小化、被害拡大の防止、二次拡大の防止、復旧対策を行う。

## 4 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会規程、職務分掌規程並びに職務権限規程により、取締役の決裁権限と責任を明確にし、取締役の迅速かつ効率的な職務の執行を実現する。子会社においても、これに準拠した体制を構築する。
- ② 取締役会は、市況や環境の変化に対応した当社及び当社子会社のビジョンと経営計画を決定し、取締役の職務執行の指針を示し、効率的な職務執行を実現する。
- ③ 取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を招聘する。

## 5 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

「関係会社管理規程」を定め、各子会社は、自社の事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行うこととする。

## 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、使用人を配置する。その場合の当該使用人の任命、異動、評価等人事権に係る事項については監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、その独立性及び監査役の指示の実効性確保に努める。
- ② 監査役の職務を補助する使用人は、その職務を遂行するにあたっては、監査役の指示にのみ従うものとする。

## 7 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行について報告を求められた場合、又は当社及び当社子会社に著しく影響を及ぼす重要事項、法令違反等の不正行為、重大な不当行為その他これに準ずる事実並びにそのおそれのある事実を知った場合には、遅滞なく当社監査役に報告することとする。
- ② 当社内部監査部門は、「内部監査規程」により、当社監査役に監査状況等を定期的に報告することとする。



- ③ 当社は、上記の報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止する。

## 8 監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求にかかる費用又は債務が当社監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。

## 9 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は法令に従い社外監査役を含み、公正さと透明性を担保する。  
② 監査役が、会計監査人及び内部監査人と相互に連携を図ることで、監査の実効性を高める。  
③ 監査役は代表取締役社長と定期的に会合をもち、相互に意見交換を行い、効果的な監査業務を実施するための体制を構築する。

## 10 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び当社子会社は、暴力団を始めとする反社会的勢力と一切の関係をもたないことを企業倫理及び基本姿勢としている。さらに、暴力団の不透明化や資金獲得活動の巧妙化を踏まえると、反社会的勢力との関係遮断のための取組みをより一層推進すべく、社内の担当機関のみならず外部専門機関とも連携し、代表取締役社長等経営陣のみならず組織全体として関係遮断の不断の努力をしている。

## 11 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社及び当社子会社は、反社会的勢力との関係遮断のため、行動指針を整備する。また販売、仕入等各業務にわたり、反社会的勢力との関係を排除すべく、取引の相手方が反社会的勢力との関係をもっていないかにつき自ら調査するとともに外部専門機関にも調査を依頼している。また、調査結果は代表取締役社長に報告している。取引を始めるにあたり、事前調査をすることで、未然に反社会的勢力との関係を排除することが可能となり、反社会的勢力からの被害を防止している。さらに、社内各部に反社会的勢力との関係排除の基本姿勢を周知徹底すべく、指導及び教育を時宜に応じて行っており、組織全体に反社会的勢力排除の理念を浸透させている。

### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における取組みにつきましては、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制」が適切に運用されていることを確認しております。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

---

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率につきましては表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>1,736,836</b>	<b>流動負債</b>	<b>330,080</b>
現金及び預金	1,333,959	買掛金	6,437
売掛金	31,354	1年内返済予定の長期借入金	52,425
販売用不動産	353,115	リース債務	834
その他の棚卸資産	12,823	未払法人税等	45,285
その他	10,065	未払消費税等	100,489
貸倒引当金	△4,480	賞与引当金	8,562
<b>固定資産</b>	<b>119,927</b>	その他	116,046
<b>有形固定資産</b>	<b>40,886</b>	<b>固定負債</b>	<b>350,524</b>
建物	28,998	長期借入金	311,394
工具、器具及び備品	8,664	リース債務	2,918
リース資産	3,223	繰延税金負債	6,100
<b>無形固定資産</b>	<b>3,831</b>	資産除去債務	30,111
その他	3,831	<b>負債合計</b>	<b>680,605</b>
投資その他の資産	75,209	<b>純資産の部</b>	
破産更生債権等	98,000	株主資本	1,160,731
その他	150,209	資本金	1,133,205
貸倒引当金	△173,000	資本剰余金	903,204
<b>繰延資産</b>	<b>5,919</b>	利益剰余金	△873,201
開業費	5,919	自己株式	△2,476
<b>資産合計</b>	<b>1,862,683</b>	その他の包括利益累計額	△3,157
		為替換算調整勘定	△3,157
		新株予約権	24,504
		<b>純資産合計</b>	<b>1,182,078</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,862,683</b>

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,351,550
売 上 原 価		1,594,080
売 上 総 利 益		757,469
販売費及び一般管理費		562,236
営 業 利 益		195,233
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	24	
受 取 保 険 金	4,899	
受 取 遅 延 損 害 金	2,238	
為 替 差 益	5,644	
そ の 他	5,505	18,313
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,362	
資 金 調 達 費 用	2,764	
和 解 金	8,232	18,359
経 常 利 益		195,188
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	1,000	1,000
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		196,188
法人税、住民税及び事業税	35,955	
法 人 税 等 調 整 額	6,100	42,055
当 期 純 利 益		154,132
非支配株主に帰属する当期純損失		1,978
親会社株主に帰属する当期純利益		156,110

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,133,205	903,204	△1,029,312	△2,476	1,004,620
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純利益			156,110		156,110
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	156,110	-	156,110
当 期 末 残 高	1,133,205	903,204	△873,201	△2,476	1,160,731

	その他の包括利益累計額 為替換算調整勘定	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	当 期 首 残 高			
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する当期純利益				156,110
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,262	△1,667	△1,978	△7,908
当 期 変 動 額 合 計	△4,262	△1,667	△1,978	148,202
当 期 末 残 高	△3,157	24,504	-	1,182,078

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

### I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項
- すべての子会社を連結しております。  
連結子会社数 9社  
主要な連結子会社の名称  
株式会社大多喜ハーブガーデン  
瀛創（上海）商务咨询有限公司  
株式会社イントランスホテルズアンドリゾーツ
- なお、一般社団法人Keystone、YUMIHA沖縄合同会社については、新規設立に伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含め、株式会社イントランスファンディングについては、清算終了により連結の範囲から除外しております。
2. 会計方針に関する事項
- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- 棚卸資産  
販売用不動産  
個別法による原価法を採用しております。  
(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)
- その他の棚卸資産  
評価基準は原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定しております。)  
商品については先入先出法、原材料・貯蔵品については、最終仕入原価法を採用しております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法を採用しております。  
ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
- |           |       |
|-----------|-------|
| 建物        | 8～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 5～10年 |
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。  
なお、償却年数は5年です。
- ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計  
上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① プリンシパルインベストメント事業

・物件売却収入

自己勘定により不動産を取得し、リノベーション等により資産価値を高めた後、投資用不動産として販売する事業であり、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引き渡しを行う義務を負っています。

当該履行義務は物件が引渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を認識しております。

② ソリューション事業

・不動産管理収入

不動産管理による管理収入については、プロパティマネジメントを受託している不動産物件において、管理委託者とのプロパティマネジメント業務委託契約書又は建物管理請負契約書に基づき当該物件の管理を行う義務を負っています。

当該履行義務は物件管理サービスが提供される一定の期間にわたり充足されるものであり、当該履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

・コンサルティング収入

コンサルティングによるコンサルティング収入については、主にホテルの運営事業において、業務委託者との業務委託契約書又はコンサルティング契約書に基づき当該ホテルの業容拡大、収益向上及び円滑な事業推進又は開業を目的として指導助言等を行う義務を負っています。

当該履行義務は各ホテルの運営管理サービスが提供される一定の期間にわたり充足されるものであり、当該履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

### ③ その他事業

・ハーブガーデン運営及びハーブ等の生産卸売収入

ハーブガーデン運営及びハーブ等の生産卸売については、ショップ及びレストランにおける飲食物販事業と外部業者へのハーブ卸売事業であり、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は主として顧客が当該商品に対する支配を獲得する商品の引き渡し時点で充足されるものであり、当該商品を引き渡した時点において収益を認識しております。

## (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### ① 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、瀛創(上海)商務咨询有限公司の決算日は、12月31日であり、株式会社大多喜ハーブガーデン及びハーブ生産出荷組合株式会社の決算日は、2月28日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### ② 繰延資産の処理方法

開業費

開業後5年以内にわたり、定額法により償却しております。

## II 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、前連結会計年度まで連結貸借対照表の流動負債に表示していた「前受金」は、契約負債として流動負債の「その他」に含めて表示しております。



収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当連結会計年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

### Ⅲ 表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において投資その他の資産の「その他」に含めていた「破産更生債権等」(前連結会計年度108,680千円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

前連結会計年度において流動負債の「その他」に含めていた「未払消費税等」(前連結会計年度20,561千円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「助成金収入」(当連結会計年度1,465千円)については、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めていた「受取保険金」(前連結会計年度289千円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

(「時価の算定に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとし、連結注記表の「Ⅸ 金融商品に関する注記」において、「3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項」を注記しております。

#### IV 会計上の見積りに関する注記

##### 1. 会計上の見積りを示す項目及び見積りの内容

販売用不動産の評価

##### 2. 当連結会計年度に計上した金額

科目名	金額（千円）
販売用不動産	353,115

##### 3. その他見積りの内容に関する理解に資する情報

販売用不動産については、正味売却価額が取得原価よりも下落した場合には、正味売却価額を貸借対照表価額としております。正味売却価額は、販売見込額から販売経費等見込額を控除した額であり、販売見込額は、社外の不動産鑑定士による鑑定評価額に基づいて見積もった販売可能見込額であります。

正味売却価額における販売見込額は、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受ける可能性があり、見積りの前提とした条件が変化した場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

#### V 会計上の見積りの変更

（資産除去債務の見積りの変更）

当連結会計年度において、連結子会社である株式会社大多喜ハーブガーデンの土地賃貸借契約に伴う原状回復費用に関する新たな情報の入手に伴い、資産除去債務の見積りの変更を行いました。その結果、見積りの変更による増加額29,978千円を資産除去債務に計上しております。

なお、当該見積りの変更により、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は2,234千円減少しております。

#### VI 追加情報

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性の評価、固定資産の減損の検討等にあたり、当連結会計年度末で入手可能な情報に基づき策定した事業計画を基礎として見積りを行っております。事業計画の策定にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大の収束時期を予測することは困難であるものの、1年後に収束するとの仮定を置いております。

現時点において、会計上の見積りへの重要な影響はないと判断しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大による影響は不確定要素が多く、今後の状況の変化によっては、翌連結会計年度以降の当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## VII 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

現金及び預金	100,000千円
販売用不動産	185,949千円
計	285,949千円

担保付債務は次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	13,332千円
長期借入金	148,894千円
計	162,226千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 47,385千円

## VIII 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 37,131,000株

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額等

該当事項はありません。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## IX 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは主に不動産再生事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、不動産再生事業資金については、金融機関と交渉し、案件毎に販売用不動産に担保設定を行うことにより、資金調達を行っております。一時的な余資については、安全性の高い金融資産（預金等）で運用しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

借入金は、主に不動産再生事業資金として調達した資金ですが、本借入金については、金利変動リスクを回避するため、固定金利での調達を行う場合もあります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

### ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権は与信管理規程に従い、管理部により、主要取引先の状況をモニタリングすることで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

### ② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

金利変動リスクを回避するため、固定金利での調達を行っております。

### ③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画表を作成・更新することなどにより流動性リスクの管理を行っております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金(※3)	363,819	361,046	△2,772
負債計	363,819	361,046	△2,772

(※1)「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)「破産更生債権等」については、貸倒引当金控除後の計上額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(※3)長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	361,046	—	361,046
負債計	—	361,046	—	361,046

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## X 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	売上高
プリンシパルインベストメント事業	1,895,068
ソリューション事業	214,721
その他	200,268
顧客との契約から生じる収益	2,310,058
その他の収益	41,491
外部顧客への売上高	2,351,550

### 2. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	180,000
契約負債（期末残高）	7,150

契約負債は主に、プリンシパルインベストメント事業における物件代金の前受金及びソリューション事業におけるコンサルティング業務に対する前受金であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は180,000千円であります。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## XI 1株当たり情報に関する注記

- |               |        |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 31円23銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 4円21銭  |

## XII 重要な後発事象

(新株予約権の発行について)

当社は、2022年4月13日及び2022年4月22日の取締役会決議に基づき、新株予約権を当社取締役及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員に割り当て、発行いたしました。各新株予約権の概要は以下のとおりです。

(株式会社イントランス第6回新株予約権)

当社の取締役5名に対し、長期的な当社の業績拡大および企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲および士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、有償にて新株予約権を発行するものです。本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであり、当社株価が一定の水準を下回った場合において、本新株予約権の行使を義務付ける旨の条件が設定されております。

新株予約権の総数	5,400個
目的である株式の種類及び数	普通株式 540,000株
新株予約権の割当日	2022年5月10日
新株予約権の払込金額	1個あたり金45円
払込期日	2022年5月20日
新株予約権の行使期間	2023年4月13日から2031年4月12日まで
新株予約権の行使価額	1株あたり金70円
本新株予約権の譲渡	当社取締役会の承認を要する
本新株予約権の強制行使	本新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、一度でも、金融商品取引所における当社の普通株式の株価終値の連続する21営業日の平均値が行使価額に40%を乗じた価額を下回った場合、本新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使期間の終期までに行使しなければならない

(株式会社イントランス第7回新株予約権)

当社の従業員及び当社子会社の役員並びに従業員19名を対象に、当社の企業価値最大化に対する決意及び士気を高めるため、税制適格ストック・オプションを無償にて発行するものです。

新株予約権の総数	5,500個
目的である株式の種類及び数	普通株式 550,000株
新株予約権の割当日	2022年5月10日
新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1個あたり金63円
新株予約権の行使期間	2024年4月13日から2032年4月12日まで
新株予約権の譲渡	当社取締役会の承認を要する
新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数	従業員15名に対し2,800個 子会社役員3名に対し2,200個 子会社従業員1名に対し500個



# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,548,790</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>336,415</b>
現金及び預金	1,158,307	1年内返済予定の長期借入金	47,615
売掛金	16,060	リース債務	834
販売用不動産	353,115	未払金	68,422
その他の棚卸資産	34	未払費用	5,220
前払費用	4,345	未払法人税等	44,581
関係会社短期貸付金	16,000	未払消費税等	97,044
その他	3,703	預り金	64,076
貸倒引当金	△2,775	賞与引当金	8,562
<b>固 定 資 産</b>	<b>189,897</b>	その他	58
<b>有形固定資産</b>	<b>3,574</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>221,192</b>
建物付属設備	314	長期借入金	218,274
工具、器具及び備品	36	リース債務	2,918
リース資産	3,223	<b>負 債 合 計</b>	<b>557,608</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>3,231</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア	2,456	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,156,574</b>
電話加入権	48	資本金	1,133,205
その他	726	資本剰余金	903,204
<b>投資その他の資産</b>	<b>183,090</b>	資本準備金	903,204
関係会社株式	20,000	利益剰余金	△877,358
その他の関係会社有価証券	50,092	その他利益剰余金	△877,358
出資金	30	繰越利益剰余金	△877,358
関係会社出資金	0	<b>自 己 株 式</b>	<b>△2,476</b>
関係会社長期貸付金	209,000	新株予約権	24,504
破産更生債権等	98,000	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,181,079</b>
長期前払費用	27,296	<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,738,687</b>
その他	122,670		
貸倒引当金	△344,000		
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,738,687</b>		

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,113,113
売 上 原 価		1,506,043
売 上 総 利 益		607,069
販売費及び一般管理費		342,385
営 業 利 益		264,683
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,908	
業 務 受 託 料	1,160	
受 取 保 険 金	4,899	
受 取 遅 延 損 害 金	2,000	
そ の 他	1,659	14,627
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,057	
資 金 調 達 費 用	2,764	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	30,000	
和 解 金	8,232	
関 係 会 社 支 援 損	26,766	
そ の 他	820	74,641
経 常 利 益		204,669
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	1,000	1,000
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	12,000	
その他の関係会社有価証券評価損	9,999	21,999
税 引 前 当 期 純 利 益		183,669
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	35,301	35,301
当 期 純 利 益		148,367

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					新株 予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金				
当期首残高	1,133,205	903,204	△1,025,726	△2,476	1,008,207	26,172	1,034,379
当期変動額							
当期純利益			148,367		148,367		148,367
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						△1,667	△1,667
当期変動額合計	-	-	148,367	-	148,367	△1,667	146,700
当期末残高	1,133,205	903,204	△877,358	△2,476	1,156,574	24,504	1,181,079

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ① 関係会社株式  
移動平均法による原価法を採用しております。
  - ② その他の関係会社有価証券  
移動平均法による原価法を採用しております。  
なお、匿名組合出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- 販売用不動産  
個別法による原価法を採用しております。  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法を採用しております。  
ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
- |           |        |
|-----------|--------|
| 建物附属設備    | 10～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 5～10年  |
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。  
なお、償却年数は5年です。
- ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

- 賞与引当金  
従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
- 貸倒引当金  
債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① プリンシパルインベストメント事業

・ 物件売却収入

自己勘定により不動産を取得し、リノベーション等により資産価値を高めた後、投資用不動産として販売する事業であり、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引き渡しを行う義務を負っています。

当該履行義務は物件が引渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を認識しております。

② ソリューション事業

・ 不動産管理収入

不動産管理による管理収入については、プロパティマネジメントを受託している不動産物件において、管理委託者とのプロパティマネジメント業務委託契約書又は建物管理請負契約書に基づき当該物件の管理を行う義務を負っています。

当該履行義務は物件管理サービスが提供される一定の期間にわたり充足されるものであり、当該履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

## II 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、前事業年度まで貸借対照表の流動負債に表示していた「前受金」は、契約負債として流動負債の「その他」に含めて表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

## III 表示方法の変更

(損益計算書関係)

前事業年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取保険金」(前事業年度8千円)については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

## IV 会計上の見積りに関する注記

1. 会計上の見積りを示す項目及び見積りの内容

販売用不動産の評価

2. 当事業年度に計上した金額

科目名	金額 (千円)
販売用不動産	353,115千円

3. その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類「連結注記表 IV会計上の見積りに関する注記 販売用不動産の評価」に記載した内容と同一であります。

## V 追加情報

当社は、繰延税金資産の回収可能性の評価、固定資産の減損の検討等にあたり、当事業年度末で入手可能な情報に基づき策定した事業計画を基礎として見積りを行っております。事業計画の策定にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大の収束時期を予測することは困難であるものの、1年後に収束するとの仮定を置いております。

現時点において、会計上の見積りへの重要な影響はないと判断しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大による影響は不確定要素が多く、今後の状況の変化によっては、翌事業年度以降の当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価をもって貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、計算書類に与える影響はありません。

## VI 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

現金及び預金	100,000千円
販売用不動産	185,949千円
計	285,949千円

担保付債務は次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	13,332千円
長期借入金	148,894千円
計	162,226千円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 19,779千円

### 3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権	261千円
関係会社に対する短期金銭債務	50,330千円

## VII 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高の総額	8,010千円
営業取引以外の取引による取引高の総額	6,316千円

## VIII 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	60,400株
------	---------

## IX 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	4,002千円
未払固定資産税	116千円
販売用不動産	39,498千円
賞与引当金	2,621千円
繰越欠損金	562,385千円
関係会社株式評価損	15,769千円
その他の関係会社有価証券評価損	3,061千円
関係会社出資金評価損	25,664千円
貸倒引当金	106,182千円
その他	8,970千円
繰延税金資産小計	768,272千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△562,385千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△205,887千円
評価性引当金小計	△768,272千円
繰延税金資産合計	-千円
繰延税金資産の純額	-千円



## X 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属性	子会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注) 5	科目	期末残高
子会社	株式会社 大多喜ハーブ ガーデン	所有 直接 100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注) 1	-	関係会社 長期貸付金 (注) 2	155,000
				利息の受取 (注) 1	4,650	-	-
子会社	瀛創(上海) 商務咨 詢有限公司	所有 直接 100.0	資金の援助	資金の貸付 (注) 1	-	関係会社 長期貸付金 (注) 3	50,000
				増資引受 (注) 3	30,766	-	-
子会社	ホスピタリティ インベストメント 合同会社	所有 直接 100.0	資金の援助	資金の貸付 (注) 1	20,000	関係会社 短期貸付金 (注) 4	16,000
						関係会社 長期貸付金 (注) 4	4,000
				利息の受取 (注) 1	245	-	-
子会社	YUMIHA沖繩 合同会社	所有 間接 100.0	匿名組合 出資	匿名組合 出資	50,000	未払金	50,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付利率については、当社の資金調達金利を勘案して合理的に決定しております。
2. 株式会社大多喜ハーブガーデンに対する関係会社長期貸付金については、154,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において貸倒引当金繰入額29,000千円を計上しております。
3. 瀛創(上海) 商務咨询有限公司に対する関係会社長期貸付金については、16,000千円の貸倒引当金を計上しております。なお、当事業年度における貸倒引当金戻入額4,000千円と増資引受額30,766千円との差額26,766千円を関係会社支援損に計上しております。
4. ホスピタリティインベストメント合同会社に対する関係会社長期貸付金については、1,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において貸倒引当金繰入額1,000千円を計上しております。
5. 取引金額には消費税等は含めておりません。

## 2. 役員

(単位：千円)

属性	氏名	議決権等の被所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注) 2	科目	期末残高
役員	濱谷 雄二	被所有直接 0.3	当社顧問及び子会社代表取締役	当社銀行借入に対する債務被保証 (注) 1	128,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 当社銀行借入の連帯保証人となっており、保証料の支払いは行っておりません。なお、取引金額には、保証額の期末残高を記載しております。

2. 取引金額には消費税等は含めておりません。

## XI 1株当たり情報に関する注記

- |               |        |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 31円20銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 4円00銭  |

## XII 重要な後発事象

(新株予約権の発行について)

連結注記表「XII 重要な後発事象に関する注記 (第6回新株予約権) (第7回新株予約権)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社イントランス  
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 齋藤 浩史  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 河合 秀敏  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イントランスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イントランス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社イントランス  
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 齋 藤 浩 史  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 河 合 秀 敏  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イントランスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の遂行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

株式会社イントランス 監査役会  
常 勤 監 査 役 青 沼 丈 二 ㊟  
監 査 役(社外監査役) 平 田 邦 夫 ㊟  
監 査 役(社外監査役) 上 床 竜 司 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第15条</u> 当会社は、株主総会の招集に際して、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>&lt; 削除 &gt;</p>

現行定款	変更案
<p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>(附則)</p> <p>1. <u>定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6ヵ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

## 第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役5名全員が任期満了となります。つきましては、取締役会の経営監督機能の一層の強化を図るため、社外取締役を1名増員することとし、つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
1	ディグネジオ・フレドリック・レツツ (1979年4月13日生)	2004年8月 イーストウェストコンサルティング株式会社 2005年8月 株式会社ドリームスタジオ セールスマーケティングマネジャー 2006年6月 株式会社Plan・Do・See 国際ビジネス部門マネジャー 2008年6月 IHG・ANAホテルズグループジャパン合同会社 宴会統括部長 2009年7月 同社北日本エリアセールスマーケティング部長兼務 2010年11月 エイ・エイ・ピー・シー・ジャパン株式会社 (アコーホテルズジャパン)セールスマーケティング部長 2013年6月 同社代表取締役社長 2014年5月 株式会社assistant 代表取締役社長(現任) 2020年9月 株式会社Sparkr 代表取締役(現任) 2020年10月 LYNKED株式会社取締役(現任) 2021年5月 株式会社イントランスホテルズアンドリゾート取締役(現任) 2021年5月 株式会社アニシスホスピタリティ取締役(現任) 2021年5月 ジャパンホテルインベストメント株式会社取締役(現任) 2021年6月 当社代表取締役(現任) 2022年2月 一般社団法人Keystone代表理事(現任)	—
2	かどうじ 何同璽 (1970年10月2日生)	2003年4月 株式会社オリエンタル・ソリューション取締役 2004年9月 E Tモバイルジャパン株式会社代表取締役(現任) 2008年9月 北京逸行国際旅行社有限公司執行董事(現任) 2012年3月 北京逸行之旅信息科技有限公司董事長(現任) 2016年9月 瀛之行(上海)国际旅行社有限公司執行董事(現任) 2018年2月 株式会社いるかラボ代表取締役(現任) 2018年9月 合同会社インバウンドインベストメント職務執行者(現任) 2019年6月 当社取締役(現任) 2019年10月 株式会社イントランスホテルズアンドリゾート取締役(現任) 2020年9月 ジャパンホテルインベストメント株式会社代表取締役(現任) 2021年3月 株式会社日本遊 代表取締役(現任)	—
3	ひびのけん 日比野 健 (1951年1月7日生)	1974年4月 株式会社日本交通公社(現株式会社JT B)入社 1995年3月 同社団体旅行京都支店長 2001年4月 同社経営企画部長 2003年6月 株式会社JT B ビジネストラベルソリューションズ代表取締役社長 2008年6月 株式会社JT B 取締役旅行事業本部長 2010年4月 株式会社JT B 西日本代表取締役社長 2012年6月 株式会社JT B 代表取締役専務(グローバル事業担当) 株式会社JT B 総合研究所代表取締役社長 2019年2月 当社顧問 2019年6月 当社取締役(現任)	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
4	しみず よういちろう 清水 洋一郎 (1950年11月18日生)	1974年4月 株式会社日本交通公社(現株式会社JTB)入社 1994年4月 株式会社ジェイティービー関西営業本部 営業開発部長 2008年6月 株式会社ジェイコム(現株式会社JTB コミュニケーションデザイン)常務取締役 2009年6月 同社 代表取締役 2010年4月 株式会社JTBコミュニケーションズ(現 株式会社JTBコミュニケーションデザ イン) 代表取締役 2012年6月 国土交通省観光庁 東北観光博統括ディ レクター 2016年2月 株式会社Mビジュアル代表取締役 2016年10月 一般社団法人東大阪ツーリズム振興機構 代表理事 2019年1月 当社取締役(現任) 2019年6月 株式会社Mビジュアル取締役(現任) 2021年9月 株式会社スマートヘルスネット取締役(現任)	—
5	きゅうひい 仇 非 (1967年8月2日生)	2003年3月 博世(中国)有限公司マーケティングマネージャー 2004年9月 福特汽車(中国)有限公司 大中華区マ ーケティング総監 2007年7月 行暢文化伝播有限公司 CEO 2009年7月 新華都実業集団(上海)投資有限公司総裁 2015年4月 上海復医天健医療服産業股份有限公司 董事(現任) 2016年6月 飛拓無限信息技術(北京)股份有限公司董事(現任) 2017年10月 浙江快准車服網絡科技有限公司董事(現任) 2018年4月 正知資本CEO(現任) 2020年6月 当社取締役(現任)	—
6	り こう 李 興 (1972年1月2日生)	1994年6月 広東省食品輸出入集团公司香港宝粵貿易 有限公司副総経理兼財務総監 2006年4月 合生創展集团有限公司天津地域支社 財 務総監 2008年3月 中国奥園不動産集団 瀋陽支社副総経理 兼財務総監 2010年1月 中恵集団 財務管理センター総経理 2014年5月 同社副総裁(現任) 2020年6月 当社取締役	—

(注) 1. 何同璽氏は、当社の親会社等であるE Tモバイルジャパン株式会社の代表者であります。

2. 日比野健氏、清水洋一郎氏、仇非氏及び李興氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 社外取締役候補者とした選任理由及び期待される役割並びに独立性について

①日比野健氏は、長年にわたって培われた旅行業界における豊富な知見及び経営者としての高度な知見と豊富な経験があり、客観的な見地から意見・提言をいただくことで、当社の経営に対し適切な監督を行っていただけるものと判断し選任しております。

清水洋一郎氏は、長年にわたって培われた旅行業界における豊富な知見及び経営者としての高度な知見と豊富な経験があり、客観的な見地から意見・提言をいただくことで、当社の経営に対し適切な監督を行っていただけるものと判断し選任しております。

仇非氏は、中国での経営者としての高度な知見と豊富な経験があり、客観的な見地から意見・提

言をいただくことで、当社の経営に対し適切な監督を行っていただけるものと判断し選任しております。

李興氏は、中国での不動産開発業界における豊富な知見及び財務及び会計に関する高度な知見と豊富な経験に基づき、客観的な見地から意見・提言をいただくことで、当社の経営に対し適切な監督を行っていただけるものと判断し選任しております。

- ②日比野健氏、清水洋一郎氏、仇非氏及び李興氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
  - ③日比野健氏、清水洋一郎氏、仇非氏及び李興氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
  - ④日比野健氏、清水洋一郎氏、仇非氏及び李興氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
4. 清水洋一郎氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年5ヶ月となります。  
日比野健氏の社外取締役就任の時をもって3年となります。  
仇非氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 日比野健氏、清水洋一郎氏、仇非氏及び李興氏が選任された場合、当社は各氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額といたします。
6. 当社は、保険会社との間で、当社取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、各候補者が当社取締役に再任又は選任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。当該契約の内容は、事業報告「4. 会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

以上

